（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の奄美群島振興開発特別措置法（以下この条において「旧奄美法」という。）第三条第一項に規定する振興開発計画（次項において「旧計画」という。）に基づく事業で平成二十六年度以降に繰り越される国の負担金、補助金（旧奄美法第六条第五項の規定による補助金を除く。）又は交付金に係るものは、第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法（以下この条において「新奄美法」という。）第五条第一項に規定する振興開発計画（以下この条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新奄美法第六条第一項から第四項までの規定を適用する。

2　旧計画に基づく事業に係る旧奄美法第六条第五項の規定による国の補助金のうち、平成二十六年度以降に繰り越されるものについては、なお従前の例による。

3　地方公共団体が、新奄美法第一条に規定する奄美群島（以下この条において単に「奄美群島」という。）内において旧奄美法第六条の十三第一号イからホまでに掲げる事業の用に供する設備を平成二十六年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧奄美法第六条の十三の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

4　新奄美法第四条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金、補助金又は交付金（新奄美法第九条第二項の交付金を除く。次項において同じ。）に係る事業で奄美群島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

5　新奄美法第四条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金、補助金又は交付金に係る事業で奄美群島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして鹿児島県が国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で平成二十六年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「新小笠原法」という。）第六条第一項に規定する振興開発計画（以下この条において「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第七条第一項の規定を適用する。

2　新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

3　新小笠原法第五条第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第四条第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（通訳案内士法の一部改正）

第五条　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の二を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十七条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（電波法の一部改正）

第六条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第六備考第五号中「第二条第一項に規定する小笠原諸島」を「第四条第一項に規定する小笠原諸島」に改める。

（港湾法の一部改正）

第七条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「附則第七項、失効前」を「附則第五項、失効前」に、「附則第十項、」を「附則第八項、」に改める。

附則第十四項中「附則第十項、」を「附則第八項、」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三の次に次の一条を加える。

（認定が旅行業者代理業の登録とみなされる場合の取扱い）

第三十四条の四　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十一条第一項（産業振興促進計画の認定）に規定する産業振興促進計画の同条第八項（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の認定が別表第一第百四十二号の規定により旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条（登録）の旅行業者代理業の登録とみなされる場合における奄美群島振興開発特別措置法第十一条第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請をした者の当該登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

2　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十一条第一項（産業振興促進計画の認定）に規定する産業振興促進計画の同条第八項（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の認定が別表第一第百四十二号の規定により旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録とみなされる場合における小笠原諸島振興開発特別措置法第十一条第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

別表第一中「第三十四条の三」を「第三十四条の四」に改め、同表第百四十二号中「特例」の下に「、奄美群島振興開発特別措置法第十八条第一項（旅行業法の特例）又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十八条第一項（旅行業法の特例）」を加え、「同法」を「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に、「は、当該登録」を「、奄美群島振興開発特別措置法第十一条第八項（産業振興促進計画の認定）（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の規定による産業振興促進計画の認定又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十一条第八項（産業振興促進計画の認定）（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の規定による産業振興促進計画の認定は、当該登録」に改め、同号㈠中「（昭和二十七年法律第二百三十九号）」を削る。